

市川市告示第 1 5 4 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく  
区域の指定についての一部を改正する告示

平成 2 4 年市川市告示第 1 2 6 号（特定建設作業に伴って発生する騒音の  
規制に関する基準に基づく区域の指定について）の一部を次のように改正し、  
平成 2 7 年 8 月 5 日から適用する。

平成 2 7 年 8 月 5 日

市川市長 大 久 保 博

第 1 項中「並びに老人福祉法」を「、老人福祉法」に改め、「特別養護老人  
ホーム」の次に「並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供  
の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保  
連携型認定こども園」を加える。